

2015'SL カートミーティング柳井シリーズ規則書

SL カートミーティング日程

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
SLレース		15	15		10		26		13			6

クラス区分

クラス	エンジン	フレーム	重量	タイヤ	年齢	備考
YAMAHA SSS	*1 ヤマハ国内仕様 KT100SD/SEC/SC 一切の改造・付加は不可。 キャプテターについても改造は不可。	自由(市販品) フロントブレーキは禁止	145Kg	BS SL07	30歳 以上	YAMAHASSO関連 参加資格は小学6年生以上 *中学生2年生以下はKT100SECに限る
YAMAHA SSオープン	キャブはWB3A, WB21, WB33で26φmm以下、指定ジョイント使用	自由(市販品) リヤアクスル50φmm以下 フロントブレーキは禁止	145Kg	BS SL07	12歳 以上	*中学生3年生以上は、SLクラッチのみの装備は可。

注意！！YAMAHAスーパー SSクラスの重量は特例とし、全国SL大会は150Kgで開催されます。

*1

切削、付加等一切の変更、改造は禁止される。但し、プラグ、プラグキャップ、ボルト、ナット、ワッシャ、スプリング、バンドは自由

* フレームの基本骨格、バンパーのサイズ、形状、材質およびフロアーパネルの材質の変更は禁止される。ステアリング装置はハンドルとナックルを除き、ブレーキ装置はキャリパー、ディスク、マスターシリンダーの変更が禁止される。

改造、交換部品についてはすべて SL 規則(15'SL手帳記載)に準じます。

* * 3位までメダルのみ授与します。

* 5戦までの最高ポイントゲッターについては、SL 全国大会出場をサポートします。

入場されるすべての皆様へお願い！！

**モータースポーツ競技には、危険を伴う場合がありますので、立入禁止場所には絶対に入らないで下さい。
立入禁止場所に入って事故があっても主催者は責任を負いません。**

第1章 大会開催に関する事項

1 大会運営者 カートクラブ、ショップ & 柳井モータースポーツクラブ

2 大会役員

競技長 当番ショップ

技術委員長 当番ショップ

計時委員長

コース委員長
大会事務局長

3 大会事務局

柳井モータースポーツクラブ

〒742-0201 山口県柳井市伊陸

TEL0820-26-0555 ファックス 0820-26-0137

4 競技会主催者

協力カートクラブ、ショップ

5 競技の種目、内容と格式

(1)種目 スプリントレース

(2)内容と格式 クローズド

6 本規則に記載されていない競技運営に関する

実施細目およびエントラント、ドライバーに対する指示事項は公式通知によって示される。

なお、公示は次の方法による。

(1) 開催日の前日まで・・・大会事務局内に掲示及び HP にて告示する。

(2) 開催当日・・・開催場所の事務局設置場所

7 開催場所

柳井スポーツランド

山口県柳井市伊陸 TEL0820-26-0555

第2章 競技参加に関する事項

1 エントリーの受付

(1)エントリーの受付期間

① エントリーの受付期間・・・5 日前までに。(エントリーフィーは当日支払)

(2)エントリーの受付時間 am 9:00～pm5:00

FAX,E-mail または ☎での事前申込みをしてください。

(3) 受付場所 大会事務局 柳井スポーツランド

(4) エントリーするとき必要な物

1. エントリー申込書

2. 競技会参加に関する誓約書

3. ピットクルー登録申込書

上記3点は 1 枚の申し込み用紙にて出来ます。(別表1)

((5)エントリーの台数制限

各クラス 20台

2. 参加料(保険料、ピットクルーを含む)大会当日集金します。

ピットクルーは1車両につき2名までとする。

3. エントリーの方法および資格

資格は有効な SL メンバー(SL ライセンス)および 15 ‘ドライバー手帳所持者

4. エントリーの受理と拒否

a. 主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否できる。かつその行為をもって最終の決定とする。

b. 参加の事前受付は、必要事項が全て明記された参加申込書を FAX, 郵送、E-mail 及び持参により受け付ける。

5. 保険

ドライバーおよびピットクルーは、登録と同時に主催者の指示する傷害保険に加入しなければならない。

(1) 保険金の支払い方法については、主催者の契約保険会社の定めによる。

(2) ドライバーおよびピットクルーは、上記の保険とは別にドライバー900万円以上、ピットクルー400万円以上のカート競技に有効な任意の保険(生命、傷害保険)に加入することを希望する。また、練習時を含めて健康保険証(コピー)を携帯しなければならない。但し、レース当日は義務付けとする。

6. シャーシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャーシー、エンジンおよびタイヤは、車輛申告書に登録し、かつ車輛検査に合格したもののみが使用できる。

登録、使用できる数は次の通りとする。

(1) 全クラスは、シャーシー1台、エンジン1基まで、タイヤ(スリック)1セット。予備のタイヤは自由。

(2) エンジン部品の交換は、主催者の定めにより、認める。

(3) 練習においては登録以外のタイヤを使用することは許される。

(4) エンジンの交換は登録されたもので交換使用することは自由である。

第3章 競技に関する事項

1. 公式練習

一般練習走行及び当日スポーツ走行受付で特段時間を設けない。

2. タイムトライアル

(1) 全てのドライバーは、グリッドポジションを決定するタイムトライアルに参加しなければならない。

タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格となり、予選は最後尾スタートとなる。

(2) 各カートは1ラップのウォーミング・アップ後、2ラップの走行を行う。

ベストタイムが同じの場合は、セカンドタイムを優先する。2つとも同タイムの時はトライ順を優先とする。

3. 予選レース

予選は1レース 15 周回で、決勝レースのポジションを決定する。

4. 決勝レース

(1) 予選の順位で決勝レースのポジションを決定し、最大20台で 20 周回行う。

(2) ポイント制とし、違反が生じた場合はその者に 3 ポイントペナルティーを課し順位を下げる。

5. その他競技に関する事項

(1) スタート

a. ローリングスタートとする。ローリングの開始に大きく遅れた者は原則として隊列の最後尾につかなければならない。

b. ローリング中、各ドライバーは主催者が定める区間(最終コーナーからスタートラインまで)での追い越し、はみ出しおよび割り込みは禁止する。

c. スタートライン手前25mに引かれた黄色のライン(加速ライン)を超えるまではアクセルを全開してはならない。

d. ローリングのペースを乱す者があった場合は黒白旗が示される。

e. ローリングに遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をしてはならない。また、ローリングに大きく遅れた場合

(白地に赤の×印ボードで警告)、隊列に1周回遅れた者およびローリング中ピットインした者は自己のポジションに復帰できない。

f. ローリング中に指示されない限り、コースをショートカットすることはできない。

g. ローリング中にポールおよびセカンドのカートが停止または遅れてもローリングは続行される。その際先頭にいる者がローリングペースを保持すること。但し、トラブル車輛のポジションは空白に保たなければならない。

h. スタート旗が振られても自分のカートがスタートラインを超えるまでは追い越し、はみ出しをしてはならない。

i. スタート後、先頭のカートが1周回してスタートラインを超えるまでにコースインはしたが、コース上にいて発進始動しないカートおよびピットにいるカートはそのレースに参加(出走)できない。

(2)旗の信号については表示のとおりにすること。

(3)走路審判員が反則または妨害行為とみなしたときは、ペナルティーを課す。その行為が2回に及ぶときは失格となる。

(4)ドライバーサインは次のとおりとする。

- ・コース上で停止した場合は、両手を頭上高く挙げる。
- ・ピットイン&アウトする場合は、片手を頭上高く挙げる。
- ・スローダウンするときは、片手を頭上高く挙げる。

(5)レース中、コース上で走行停止(スピン等)した場合は、他の競技者を妨害することなく自力で再発進できる場合はレースに復帰できる。

(6)レース中は、いかなる場合もコースを外れてショートカットすることはできない。この場合コースアウトとみなされ、ペナルティーの対象になる。

(7)タイムトライアル、およびレース中(ローリングを含む)にリタイヤしたドライバーは自分のカートを速やかに安全な場所(グリーン上等)に移動し、その期間が終了するまで車輛から離れてはならない。なおヘルメット、グローブ等は脱がないこと。コース員の押しがけの補助が必要な場合は、これを手助けするが、コース員の安全が優先される。

(8)競技中(スプリントレース)の燃料補給はできない。

(9)フィニッシュに関しては、レース着順位の1位の者がコントロールライン通過後2分以内に、自力で同ラインを通過してチェッカー旗を受け、その上規定周回数の半分を完了した者が完走者となる。自力とはドライバーとカートが一体となり、他の助けを借りることなく、コース上を規定方向に進行できる状態で、カートを押してフィニッシュラインを通過してはならない。

(10)レース中のその他のルール

(a) コースは常に先入優先し、追い抜きする者は、前方のカートの走行を妨害してはならない。また前方の車は後続のカートの進路を妨害してはならない。

(b) いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはならない。

(c) 故意にコースから4車輪を離して走行することは、コース・アウトとみなされる。

(d) 衝突を避けるためにやむを得ずコース・アウトした場合は、その最も近いところから再びレースに復帰しなければならない。

(e) ドライバーは工具等を携帯することはできない。

(f) レース進行中パドックに入った車輛は、レースを放棄したものとみなされ再びコースに入ることはできない。

(g) 不適當もしくは危険とみなしたカートおよびドライバーは、レースから除外される。

(h) 競技中にゼッケン番号が判読できない場合は、計時されないことがある。なお、オレンジ色の円形のある黒

旗が振られる場合もある。

(i) 順位の決定は、周回数の多い順で、同周回数の場合は先にコントロールラインを通過した者を優先する。それ以後は、チェッカー旗を受けた完走者、チェッカー旗を受けない完走者、不完走者となる。

第4章 ピットに関する事項

(1) ピットインする場合はピットロードを徐行し、必ず自己のピットに停止しなければならない。ピットは指定された場所を使用しなければならない。なお、レース中の燃料補給はしてはならない。

(2) ピット要員の違反はドライバーに帰属する。押しかけ補助は PIT ロード出口まで、コース内は危険です。

ピット・エリア内では火気の使用は禁止する。(タバコ等一切禁止)

(3) レース終了後の車輛保管および検査は次の通りとする。

(a) 保管時間は5分以上、所定の場所で行う。

(b) 技術委員長が行う再検査に応じない場合は失格となる。

第5章 抗議に関する事項

一切認めない。

第6章 ペナルティーに関する事項

1. ペナルティーには次の6種類がある。

* 警告 * 罰金 * タイムペナルティー

* ポイントペナルティー * ラップペナルティー * 失格

2. その他のペナルティーについては、付則または公式通知等にて通知する。なお、ペナルティーについては競技長の判断により課せられる。

第7章 成績および賞典に関する事項

1. 成績の決定方法

・決勝レースに出場した者の結果によって決定する。

・賞はドライバーに対して行われる。

第8章 広告に関する事項

主催者は、公序良俗に反するもの、政治および宗教に関連したものについては抹消する権限をもつ。なお、ナンバープレートに広告を表示することは認めない。

第9章 付則

1. タイムスケジュール

タイムテーブル

9:00 から 11:00	13:00～	14:00～	15:00～	16:00	
受付・車検申告書提出	タイム・アタック	予選 15 周回	決勝 20 周回	賞典	
上記時間内に来場してください。	2周計測				賞典後はスポーツ走行できます。

●*上記レース時以外では一般走行が出来ます。公式練習タイムは設定しませんので、各自走行してください。(8:00 開門します) **走行時間は 9:00 から一般走行できます。**

2. 周回数

予選 15 周回

決勝 20 周回

3. その他のことについては、当日公示する。

*コース概要

全長 720m
ストリート 直線長 140m
パドック 1500m²
駐車場 4500m²

山口県柳井市伊陸

TEL 0820-26-0555 FAX 0820-26-0137